

議案第四十二号

町道恋谷線恋谷橋架換工事（上部工）請負契約の締結についての

議決の一部変更について

次のおり町道恋谷線恋谷橋架換工事（上部工）請負契約の締結についての議決（昭和六十一年十二月二十五日）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十二年三月十四日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井曲行

四 契約金額中「七三、五〇〇、〇〇〇円」を「七四、二九六、〇〇〇円」に改める。